

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高 橋 はるみ

目 次 ページ

条 例

○北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	1
○北海道税条例等の一部を改正する条例……………	(税務課)	1
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	9
○北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例……………	(環境政策課)	10
○児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………	(くらし安全課)	10
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例……………	(保健福祉部総務課)	10
○北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例…	(障害者保健福祉課)	11
○北海道身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例……………	(障害者保健福祉課)	11
○北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例……………	(農業経営課)	11
○北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例……………	(水産経営課)	12
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………	(建設部総務課)	12
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(建設部総務課)	13

条 例

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7 月14日

北海道条例第61号

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北海道条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第1条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第1条の2の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第62号

北海道税条例等の一部を改正する条例
（北海道税条例の一部改正）

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第20条の2中「書類」の次に「その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定める書類」を加える。

第25条の2中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第26条第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の4を乗じて得た金額とする。

第26条の次に次の1条を加える。

（調整控除）

第26条の2 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(ア) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者	a bに掲げる場合以外の場合 当該障害者1人につき1万円 b 当該障害者が特別障害者（法第34条第1項第6号に規定する特別障害者をいう。以下この表において同じ。）である場合 当該特別障害者1人につき10万円
(イ) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（ウに掲げる者を除く。）	1万円
(ウ) 法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合	5万円

計所得金額が500万円以下である所得割の納税義務者

(エ) 勤労学生である所得割の納税義務者

1万円

(オ) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者（ウに掲げる者を除く。）

a bに掲げる場合以外の場合 5万円
b 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（法第34条第1項第10号に規定する老人控除対象配偶者をいう。以下この表において同じ。）である場合 10万円

(カ) 同居特別障害者（法第34条第4項に規定する同居特別障害者をいう。以下この表において同じ。）である控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者

a bに掲げる場合以外の場合 17万円
b 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 22万円

(キ) 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2に規定する配偶者（前年の合計所得金額が45万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）

a bに掲げる場合以外の場合 5万円
b 当該配偶者の前年の合計所得金額が40万円以上45万円未満である場合 3万円

(ク) 扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属（法第34条第5項に規定する同居直系尊属をいう。以下この表において同じ。）である老人扶養親族（同条第1項第11号に規定する老人扶養親族をいう。以下この表において同じ。）を除く。）を有する所得割の納税義務者

a b及びcに掲げる場合以外の場合 当該扶養親族1人につき5万円
b 当該扶養親族が特定扶養親族（法第34条第1項第11号に規定する特定扶養親族をいう。以下この表において同じ。）である場合 当該特定扶養親族1人につき18万円

	c 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族 1 人につき10万円
(㌥) 同居特別障害者である扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	a b及びcに掲げる場合以外の場合 当該扶養親族 1 人につき17万円 b 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族 1 人につき30万円 c 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族 1 人につき22万円
(㌦) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	a bに掲げる場合以外の場合 当該老人扶養親族 1 人につき13万円 b 当該老人扶養親族が特別障害者である場合 当該特別障害者 1 人につき25万円

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の2に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が前号アの表の左欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

第27条中「第26条」を「前2条」に改める。

第27条の2中「100分の32」を「5分の2」に、「前2条及び法第36条」を「前3条」に改める。

第32条第1項第1号を次のように改める。

(1) 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除

く。）をされた個人の道民税の納税義務者の数を3,000円に乗じて得た金額第32条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 第27条の2の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第314条の8第3項の規定により適用される同条第2項の規定によって市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額

第32条の4を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第32条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の4とする。

第35条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）」を「総務省令」に改める。

第39条第1項第1号ウの表中「100分の4.4」を「100分の3.8」に、「100分の6.6」を「100分の5.5」に、「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第3項中「100分の1.5」を「100分の1.3」に改め、同条第4項第1号ウ中「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同号エ中「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同項第2号中「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号中「100分の11」を「100分の9.6」に改める。

第43条中「第72条の46第4項」を「第72条の46第5項」に改める。

第45条の2の10中「第74条の23第4項」を「第74条の23第5項」に改める。

第46条の10中「第90条第4項」を「第90条第5項」に改める。

第64条第1項第3号ア(㌥)中「一般乗合用のもの」の次に「（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。）」を加える。

第99条の5中「第699条の21第4項」を「第699条の21第5項」に改める。

第119条中「第700条の33第4項」を「第700条の33第5項」に改める。

附則第5条第1項中「第26条」の次に「及び第26条の2」を加え、同項第1号中「100分の0.8」を「100分の1.2」に、「100分の0.4」を「100分の0.6」に改め、同項第2号中「100分の0.4」を「100分の0.6」に、「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同項第3号中「100分の0.2」を「100分の0.3」に、「100分の0.1」を「100分の0.15」に改め、同条第2項中「及び法第36条」及び「、法第36条」を「前3条」に改める。

附則第5条の2を次のように改める。

第5条の2 削除

附則第5条の3の次に次の1条を加える。

（個人の道民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「道民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第26条及び第26条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額

イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項（同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。）、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項（同法第37条の11第1項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第41条の14第1項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額及び租税特別措置法第10条から第10条の7までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18若しくは第41条の19の2、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の2の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び附則第5条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、道民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び道民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において道民税の納税通知書が送

達される時まで提出されたものを含む。)を、法附則第5条の4第8項の市町村民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

4 道民税の所得割の納税義務者が法第45条の3第1項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。

5 前項の場合において、第3項の申告書がその提出の際經由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

附則第6条第2項中「及び附則第5条第1項の規定にかかわらず」を「、附則第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の0.5」を「100分の0.6」に改め、同項第2号中「及び附則第5条第1項」を「、附則第5条第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「並びに附則第13条第1項及び第2項」を削り、「第27条の2中「及び法第36条」を「同条中「前3条」に、「法第36条」を「前3条」に改め、「附則第13条第2項第1号中「及び附則第5条第1項」とあるのは「、附則第5条第1項及び附則第6条第2項」と」を削る。

附則第6条の次に次の1条を加える。

(個人の道民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例)

第6条の2 平成19年度及び平成20年度において賦課決定をされた個人の道民税に係る第32条第1項の規定の適用については、同項第1号中「3,000円」とあるのは、「4,000円」とする。

附則第7条及び第7条の2を次のように改める。

(個人の道民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第7条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第32条の3及び第32条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の6第1項及び第2項並びに第32条の8の規定の適用については、これらの規定中「第32条の4」とあるのは、「第32条の4並びに附則第7条第1項」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第7条の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定

に該当する各事業年度に係る所得割については、第39条第1項第2号中「〔

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
-------------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額

100分の6.6

100分の7.9

と、同条第4項第2号ア中「100分の6.6」とあるのは「100分

の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」とする。

附則第8条の3第1項中「(昭和26年法律第183号)」を削る。

附則第8条の4第3項中「政令で定める」を「政令附則第10条の2に規定する」に、「総務省令で定める許容限度」を「総務省令附則第5条の2第1項に規定する許容限度」に、「総務省令で定めるもの」を「同条第2項に規定するもの」に改め、同条第4項中「附則第5条の2第5項」を「附則第5条の2第4項」に改め、同条第5項中「総務省令で定める」を「総務省令附則第5条の2第5項に規定する」に改め、同条第6項中「附則第5条の2第7項」を「附則第5条の2第6項」に、「総務省令附則第5条の2第8項」を「同条第7項」に改める。

附則第9条の2の2第3項中「附則第12条の2第1項」を「附則第12条第1項」に、「附則第12条の2第2項」を「附則第12条第2項」に改め、同項第1号中「附則第12条の2第3項」を「附則第12条第3項」に改め、同条第5項中「総務省令で定める」を「総務省令附則第12条の2第1項に規定する」に改め、同条第6項中「総務省令で定める」を「総務省令附則第12条の2第2項に規定する」に改め、同条第8項中「排出ガス保安基準で総務省令で定める」を「排出ガス保安基準で総務省令附則第12条の2の2第5項に規定する」に、「もので

総務省令で定める」を「もので同条第6項に規定する」に、「総務省令で定めるものに」を「総務省令附則第12条の2の2第7項に規定するものに」に改める。

附則第9条の5第1項第1号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第3号中「第27条、第27条の2及び附則第5条第1項」を「第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項」に、「これら」を「第26条の2から第27条の2まで」に、「同項各号」を「附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号」に改め、同項第4号を削る。

附則第10条第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「以下附則第10条の3まで」を「次条第1項及び第2項並びに附則第10条の3第1項」に、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第3項第3号中「第27条、第27条の2及び附則第5条第1項」を「第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項」に、「これら」を「第26条の2から第27条の2まで」に、「同項各号」を「附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号」に改め、同項第4号を削る。

附則第10条の2第1項中「次条」を「次条第1項」に改め、同項第1号中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 32万円

附則第10条の2第1項第2号イ中「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第3項中「、第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第10条の3第1項第1号中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 96万円

附則第10条の3第1項第2号イ中「100分の1.6」を「100分の2」に改める。

附則第11条第1項中「第4項において準用する附則第10条第3項第2号」を「第4項第2号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分

の3」を「100分の3.6」に改め、同条第3項中「100分の3」を「100分の3.6」に、「あるのは」を「あるのは、」に、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 道民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第32条第4項によって準用される同法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。
- (2) 第25条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (3) 第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定の適用については、第26条の2から第27条の2までの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

附則第12条第1項中「租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等（以下この項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次条第1項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第3項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）を「租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲渡所得等」に、「以下この項及び第5項並びに」を「当該道民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第7項第2号」を「第4項第2号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」

を加え、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第2項中「除く。）」の次に「その他政令附則第18条第4項各号に掲げる事由により交付を受ける同項各号に定める金額」を加え、「は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項」を「及び租税特別措置法第37条の10第4項に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項及び第6項を削り、同条第7項第3号中「第27条、第27条の2及び附則第5条第1項」を「第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項」に、「これら」を「第26条の2から第27条の2まで」に、「第27条の2中「法第32条第15項」とあるのは「附則第12条第6項」と、同項各号」を「附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第4項とする。

附則第12条の2第1項中「含む」を「含み、証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く」に、「同条第7項第2号」を「同条第4項第2号」に、「100分の1」を「100分の1.2」に改め、同条第2項中「前条第7項」を「前条第4項」に改める。

附則第12条の2の2第1項中「附則第18条の6第13項」を「附則第18条の6第14項」に、「附則第18条の6第14項」を「附則第18条の6第15項」に改め、同条第2項中「附則第18条の6第16項」を「附則第18条の6第17項」に改める。

附則第12条の3第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第2項第3号中「第27条、第27条の2及び附則第5条第1項」を「第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項」に、「これら」を「第26条の2から第27条の2まで」に、「同条各号」を「附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号」に改め、同項第4号を削る。

附則第13条を次のように改める。

第13条 削除

附則別表を削る。

（北海道核燃料税条例の一部改正）

第2条 北海道核燃料税条例（平成14年北海道条例第68号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第278条第4項」を「第278条第5項」に改める。

（北海道循環資源利用促進税条例の一部改正）

第3条 北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第733条の18第5項」を「第733条の18第6項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例附則第8条の4及び第9条の2の2の改正規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例第20条の2、第32条の4、第35条、第43条、第45条の2の10、第46条の10、第99条の5、第119条及び附則第7条の改正規定、同条例附則第12条第2項の改正規定（「除く。」）の次に「その他政令附則第18条第4項各号に掲げる事由により交付を受ける同項各号に定める金額」を加える部分に限る。）並びに同条例附則別表を削る改正規定並びに第2条及び第3条並びに附則第3項の規定 平成19年1月1日

(3) 第1条中北海道税条例第64条第1項第3号ア(ア)及び附則第8条の3第1項の改正規定 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日

(4) 第1条中北海道税条例第25条の2の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定 平成20年1月1日

(5) 第1条中北海道税条例第27条の2の改正規定（「100分の32」を「5分の2」に改める部分に限る。）及び同条例附則第5条の2の改正規定並びに附則第6項の規定 平成20年4月1日

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第26条

第1項及び第26条の2並びに附則第5条第1項、第6条第2項、第10条第1項、第10条の2第1項、第10条の3第1項、第11条第1項及び第3項、第12条第1項、第12条の2第1項並びに第12条の3第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成18年度分までの個人の道民税については、附則第7項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第32条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び附則第8項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新条例第25条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成19年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

5 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号。附則第8項において「平成18年改正法」という。）附則第5条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第25条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。

6 新条例第27条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成19年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

7 新条例第32条第1項第1号の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の道民税に係る徴収取扱費から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の道民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

8 平成19年度分の個人の道民税に限り、当該道民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の道民税に係る新条例第26条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第26条の2第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の道民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第10条第1項に規定する課

税長期譲渡所得金額、新条例附則第11条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第12条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新条例附則第12条の3第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに平成18年改正法附則第26条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下この項において「新租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額（同条第5項第4号の規定により読み替えて適用される平成18年改正法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新租税条約実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等の額（同条第8項第4号の規定により読み替えて適用される新法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第26条の2第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（平成18年改正法附則第12条第1項第1号に掲げる金額が同項第2号に掲げる金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同号に掲げる金額から同項第1号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新条例及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分（新条例第27条の2の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額するものとする。

(1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第26条の規定による所得割の額から新条例第26条の2の規定による控除額を控除した金額

(2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の道民税に係る新条例第26条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき第1条の規定による改正前の北海道税条例第26条第1項の規定を適用して計算した所得割の額

9 北海道税条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第67号）附則第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。）」とあるのは「零とする。）」の3分の2に相当する金額」と、「新条例及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分（新条例第27条の2

の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額」とあるのは「北海道税条例の一部を改正する条例(平成17年北海道条例第67号)附則第6項の規定による所得割の額」とする。

10 附則第8項の規定は、同項に規定する道民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日(同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日)までの間に、平成19年1月1日現在における住所所在地の市町村長に対して、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

11 新条例第39条及び附則第7条の2の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

12 北海道税条例の一部を改正する条例(平成17年北海道条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「前2条及び法第36条」を「前3条」に改める。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第63号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例(昭和60年北海

道条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第6章 削除」を「第6章及び第7章 誘導地域における課税免除(第26条)」

章 削除」に改める。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第6章及び第7章を次のように改める。

第6章及び第7章 削除

第23条から第26条まで 削除

第27条の表第1号中「100分の2.2」を「100分の1.9」に、「年800万円以下の金額の100分の3.3」を「年800万円以下の金額の100分の2.75」に、「100分の4.3」を「100分の3.6」に、「年400万円以下の金額の100分の3.3」を「年400万円以下の金額の100分の2.85」に、「100分の4.95」を「100分の4.125」に、「100分の6.45」を「100分の5.4」に、「100分の3.85」を「100分の3.325」に、「100分の5.775」を「100分の4.8125」に、「100分の7.525」を「100分の6.3」に改め、同表第2号中「100分の2.8」を「100分の2.5」に、「100分の3.75」を「100分の3.3」に、「100分の4.2」を「100分の3.75」に、「100分の5.625」を「100分の4.95」に、「100分の4.9」を「100分の4.375」に、「100分の6.5625」を「100分の5.775」に改め、同表第3号中「100分の2.8」を「100分の2.5」に、「年800万円以下の金額の100分の4.2」を「年800万円以下の金額の100分の3.65」に、「100分の5.5」を「100分の4.8」に、「年400万円以下の金額の100分の4.2」を「年400万円以下の金額の100分の3.75」に、「100分の6.3」を「100分の5.475」に、「100分の8.25」を「100分の7.2」に、「100分の4.9」を「100分の4.375」に、「100分の7.35」を「100分の6.3875」に、「100分の9.625」を「100分の8.4」に改め、同表第4号中「100分の4.3」を「100分の3.6」に、「100分の6.45」を「100分の5.4」に、「100分の7.525」を「100分の6.3」に改め、同表第5号中「100分の3.75」を「100分の3.3」に、「100分の5.625」を「100分の4.95」に、「100分の6.5625」を「100分の5.775」に改め、同表第6号中「100分の5.5」を「100分の4.8」に、「100分の8.25」を「100分の7.2」に、「100分の9.625」を「100分の8.4」に改める。

附則中第9項を削り、第10項を第9項とする。

附則第11項中「及びその敷地」を「の敷地」に、「平成15年4月1日から平成18

年 3 月 31 日」を「平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月 31 日」に改め、同項を附則第10項とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条の表の改正規定、附則中第 9 項を削り、第10項を第 9 項とする改正規定及び附則第11項の改正規定（同項を附則第10項とする部分に限る。）並びに次項の規定は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第27条の規定は、平成19年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の事業税の所得割について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。
- 新条例附則第10項及び次項の規定は、平成18年 4 月 1 日から適用する。
- この条例による改正前の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例附則第11項の規定は、家屋の取得が平成18年 4 月 1 日から平成20年 3 月 31 日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成15年 4 月 1 日から平成18年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成18年 4 月 1 日から平成20年 3 月 31 日まで」と、「100分の0.3」とあるのは「100分の0.35」とする。

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7 月 14 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第64号

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例

北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第36条第 2 項第 2 号中「第 8 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年 7 月 14 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第65号

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に改める。

- 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成17年北海道条例第 8 号）第14条
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）第 3 条第 1 項第 2 号

附 則

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7 月 14 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第66号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、165の 3 の項、165の 9 の項」を「から165の 4 の項まで、165の10の項」に改め、同条第 2 項中「が指定試験機関」の次に「、登録試験問題作成機関」を加え、「、165の 3 の項、165の 9 の項」を「から165の 4 の項まで、165の10の項」に改める。

別表中165の 9 の項を165の10の項とし、165の 3 の項から165の 8 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表165の 2 の項中「（平成 9 年法律第123号）」を削り、「実施」の次に「（試験問題作成事務を除く。）」を加え、「介護支援専門員実務研修受講試験手数料」を「介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料」に改め、同項を同表165の 3 の項とし、同表165の項の次に次のように加える。

165の 2	介護保険法（平成	介護支援専門	1,000円	申込書提
--------	----------	--------	--------	------

9 年法律第123号)第69条 の 2 第 1 項の規定に基づ く介護支援専門員実務研 修受講試験の実施（試験 問題作成事務に限る。）	員実務研修受 講試験問題作 成事務手数料	出のとき
---	----------------------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第67号

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条第 1 項中「おいて」の次に「法第 7 条第 6 項に規定する肢体不自由児施設支援、」を加え、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の肢体不自由児施設支援を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し法第24条の 3 第 2 項の規定により障害児施設給付費を支給する旨の決定をした都道府県が法第24条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

附 則

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

北海道身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第68号

北海道身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例

北海道身体障害者更生援護施設条例（昭和39年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「身体障害者福祉法」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法」に、「「法」を「旧身体障害者福祉法」に改める。

第 2 条第 1 項中「法第 5 条第 3 項」を「旧身体障害者福祉法第 5 条第 3 項」に、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「法」に改め、同条第 2 項中「第17条の11第 2 項の規定により施設訓練等支援費の支給を決定した市町村の長が法第17条の10第 2 項第 1 号の規定により定める基準により算定した」を「第19条第 1 項の規定による介護給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）をした市町村が法附則第21条第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」に改め、同条第 3 項中「障害者自立支援法第19条第 1 項の規定により介護給付費を支給する旨の決定」を「支給決定」に、「同法」を「法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第22条第 3 項の規定により介護給付費の支給を受ける者に係る使用料の額については、この条例による改正後の北海道身体障害者更生援護施設条例第 2 条第 2 項中「第19条第 1 項の規定による介護給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）をした市町村が法附則第21条第 2 項の厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「附則第22条第 1 項に規定する旧法施設支給決定を行った市町村が同条第 4 項の厚生労働大臣が別に定める基準」として、同項の規定を適用する。

3 この条例の施行の日前に受けた身体障害者更生施設支援に係る使用料については、なお従前の例による。

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第69号

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「500円」を「750円」に改め、同項第2号中「700円」を「1,050円」に改め、同条第3項中「20円」を「30円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第70号

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例

北海道立漁業研修所条例（平成8年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「700円」を「1,050円」に改め、同条第3項中「20円」を「30円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第71号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表68の項中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、同項の「ア」中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項の次に次のように加える。

68の2 宅地造成等規制法
第12条第1項の規定に基づき宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

宅地造成工事
変更許可申請
手数料

ア 切土等をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土等をする土地の面積との合計の面積（以下この項において「変更造成面積」という。）が500平方メートル以内のもの
12,600円
イ 変更造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
22,200円
ウ 変更造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
32,700円
エ 変更造成面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
49,600円
オ 変更造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの
71,800円
カ 変更造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの
118,000円
キ 変更造成面積が2万平方メートルを超え4万平方

変更許可
申請のとき

む。)」を加え、同項(16)中「(15)」を「(17)」に改め、同項中(16)を(18)とし、同項(15)中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、同項中(15)を(17)とし、同項(14)中「第18条」を「第19条」に改め、同項中(14)を(16)とし、同項(13)中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項中(13)を(15)とし、同項(12)中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同項中(12)を(14)とし、同項(11)中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同項中(11)を(13)とし、同項(10)中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項中(10)を(12)とし、同項(9)中「第13条第5項」を「第14条第5項」に、「第16条第3項」を「第17条第3項」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同項中(9)を(11)とし、同項(8)中「第13条第4項」を「第14条第4項」に改め、同項中(8)を(10)とし、同項(7)中「第13条第3項」を「第14条第3項」に改め、同項中(7)を(9)とし、同項(6)中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同項中(6)を(8)とし、同項(5)中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項中(5)を(7)とし、同項(4)中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項中(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 法第12条第1項及び同条第3項において準用する法第8条第3項の規定による宅地造成工事の計画の変更の許可

(5) 法第12条第2項の規定による宅地造成工事の計画の変更の届出の受理

別表第1に次のように加える。

- 17 北海道空港条例(昭和36年北海道条例第41号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 条例第4条第1項ただし書の規定による空港設備の使用の許可

(2) 条例第5条第1項の規定による離着陸設備又は格納庫の使用等の届出の受理

(3) 条例第5条第2項の規定による航空機の停留に係る指示

(4) 条例第6条の規定による空港設備の使用の許可の申請の受理

(5) 条例第7条の規定による工作物の設置等の許可の申請の受理

(6) 条例第7条の2第1項本文の規定による営業の許可の申請の受理

奥尻町
礼文町
利尻富士町

	メートル以内のもの 176,900円
ク 変更造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	266,800円
ケ 変更造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	353,700円
コ 変更造成面積が10万平方メートルを超えるもの	442,600円
サ 切土等及び設計の変更を伴わないもの	10,500円

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第72号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の11の項(1)中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、同項(2)中「第10条第2項」の次に「(法第12条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項(3)中「第11条」の次に「(法第12条第3項において準用する場合を含

(7) 条例第8条の規定による使用の停止の命令及び許可の取消し((1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。)

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

附 則

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、別表第1の11の項の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の17の項の左欄に掲げる事務に係る北海道空港条例（昭和36年北海道条例第41号）及び同条例の施行のための規則（以下「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同項の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該町の長のした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。